

消防予第 420 号
令和 2 年 12 月 28 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁予防課長
(公 印 省 略)

消防用設備等に係る執務資料の送付について (通知)

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

消防庁予防課設備係
担当：羽田野、笠水上
電話：03-5253-7523
FAX：03-5253-7533

(用語の定義)

- 「令」・・・・・・・・・・消防法施行令（昭和 36 年政令第 37 号）
- 「規則」・・・・・・・・・・消防法施行規則（昭和 36 年自治省令第 6 号）
- 「622 号通知」・・・・・・・・消防用設備等に係る執務資料の送付について（平成 30 年 11 月 2 日付け消防予第 622 号）
- 「53 号通知」・・・・・・・・住宅用下方放出型自動消火装置の性能及び設置の基準について（平成 6 年 3 月 9 日付け消防予第 53 号）
- 「火気設備等」・・・・・・・・対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令（平成 14 総務省令第 24 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する対象火気設備等及び対象火気器具等
- 「連動型住宅用防災警報器」・・住宅用防災警報器及び住宅用防災報知設備に係る技術上の規格を定める省令（平成 17 年総務省令第 11 号）第 2 条第 4 号の 3 に規定する連動型住宅用防災警報器
- 「40 号省令」・・・・・・・・特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 17 年総務省令第 40 号）
- 「特定共同住宅等」・・・・40 号省令第 2 条第 1 号に規定する特定共同住宅等
- 「共用室」・・・・・・・・40 号省令第 2 条第 3 号に規定する共用室
- 「共用部分」・・・・・・・・40 号省令第 2 条第 4 号に規定する共用部分
- 「2 号告示」・・・・・・・・特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件（平成 17 年消防庁告示第 2 号）
- 「3 号告示」・・・・・・・・特定共同住宅等の構造類型を定める件（平成 17 年消防庁告示第 3 号）

問1 可動式ブース（天井及び壁により囲われたブースで、防火対象物の床や壁に固定（工具等で簡単に取り外すことができるものを除く。）されておらず、人が出入りして利用するものをいう。以下同じ。）に係る消防用設備等の設置の取扱いについては、622号通知において示されているところであるが、事務作業を行うスペースを確保するために設けられる可動式ブース以外にも、近年様々な使用形態（休憩、喫煙等）の可動式ブースが開発されている。スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物において、事務作業以外の目的のために使用する可動式ブース（以下の（1）から（3）までのいずれかに該当するものを除く。）を設け、当該ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、622号通知問1（1）から（5）までに掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、これらの設置を免除してもよいか。

- （1）火気設備等の使用を行うもの。
- （2）宿泊を目的とするもの。
- （3）（2）以外のもので、仮眠を伴うおそれがあるもの。

（答）

差し支えない。

問2 スプリンクラー設備又は自動火災報知設備の設置が義務付けられている防火対象物において、前問1(3)の可動式ブース(喫煙その他の火気の使用を行うものを除く。)を設け、当該ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、622号通知問1(1)から(5)までに掲げる要件を満たすことのほか、次に掲げる要件を満たし、火災発生時の避難等に支障がないと認められるものについては、令第32条の規定を適用し、これらの設置を免除してもよいか。

(1) 当該ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器が有効に設置され、火災を感知した場合は、相互に連動して、当該防火対象物における従業員等の常駐場所で火災の覚知ができるよう措置されていること。

(2) 当該ブースの出入口扉に施錠装置が設けられていないこと(非常の際に外部から容易に解錠できる場合を除く。)

(3) 当該ブース内の見やすい箇所に喫煙その他の火気の使用を禁止する旨の表示が設けられていること。

(答)

差し支えない。

なお、連動型住宅用防災警報器が定期的に点検され、適切に維持管理されるよう指導されたい。

問3 放送設備の設置が義務付けられている防火対象物において、スピーカーからの水平距離が8メートルを超える場所に、事務作業以外の目的のために使用する可動式ブース(カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。)を設け、当該ブース内にスピーカーの増設が必要と認められる場合であっても、622号通知問2(1)から(3)までに掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、スピーカーの増設を要しないこととしてよいか。

(答)

差し支えない。

問4 可動式ブースの内部及び外部直近に煙を感知する連動型住宅用防災警報器を有効に設置され、火災を感知した際に相互に連動するよう措置されている場合は、622号通知問1(3)及び問2(3)に掲げる「火災を目視等で確認できる」ものとして取り扱ってよいか。

(答)

差し支えない。

なお、連動型住宅用防災警報器が定期的に点検され、適切に維持管理されるよう指導されたい。

問5 622号通知問1(4)において、可動式ブース内で「火災が発生しても確実に消火できることが消火実験等により確認されていること」が求められているが、以下の(1)又は(2)のいずれにも該当しない場合は、当該ブース内に設置される住宅用下方放出型自動消火装置(53号通知に定める基準に適合するものに限る。)の性能等を勘案し、消火実験等による確認を省略してよいか。

(1) 当該ブース内に易燃性の可燃物が存し消火困難と認められる場合(例えば、表面が合成皮革、クッション材が主にポリウレタンで構成されており、座面(正面幅が概ね800mm以上)及び背面からなるソファ等が存する場合)

(2) 53号通知別添の「住宅用下方放出型自動消火装置の技術基準」第17条の消火試験で想定されていない方法により当該装置が設置される場合(例えば、床から2.5メートルを超える高さに放出口が設けられる場合)

(答)

差し支えない。

問6 排煙設備又は連結散水設備の設置が義務付けられている防火対象物において、可動式ブース（前問1（1）から（3）までのいずれかに該当するものを除く。）を設け、当該ブース内に排煙口又は散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、622号通知問1（1）から（5）までに掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、これらの設置を免除してもよいか。

また、前問1（3）の可動式ブース（喫煙その他の火気の使用を行うものを除く。）において、622号通知問1（1）から（5）までに掲げる要件のほか、前問2（1）から（3）までに掲げる要件を満たすものについても、同様の取扱いとしてよいか。

（答）

前段及び後段ともに差し支えない。

問7 特定共同住宅等において、「共用部分」に事務作業を行うスペースを確保するために可動式ブースを設け、当該防火対象物が2号告示又は3号告示に定める基準に適合しなくなる場合であっても、当該ブースが622号通知問1（1）から（5）までに掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、引き続き、40号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等の設置を認めてよいか。

（答）

差し支えない。

問8 40号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等において、「共用部分」に事務作業を行うスペースを確保するために可動式ブースを設け、当該ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、622号通知問1（1）から（5）までに掲げる要件を満たすものについては、令第32条の規定を適用し、これらの設置を免除してもよいか。

（答）

差し支えない。

問 9 40 号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等において、「共用部分」に事務作業を行うスペースを確保するために可動式ブースを設け、当該ブース内に音声警報装置の増設が必要と認められる場合であっても、622 号通知問 2（1）から（3）までに掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、音声警報装置の増設を要しないこととしてよいか。

(答)

差し支えない。

問 10 連結散水設備の設置が義務付けられている特定共同住宅等において、「共用部分」に事務作業を行うスペースを確保するために可動式ブースを設け、当該ブース内に散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、622 号通知問 1（1）から（5）までに掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、散水ヘッドの設置を免除してもよいか。

(答)

差し支えない。

問 11 40 号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として共同住宅用スプリンクラー設備、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等において、「共用室」の中に可動式ブース（前問 1（1）から（3）までのいずれかに該当するものを除く。）を設け、当該ブース内にスプリンクラーヘッド又は感知器の設置が必要と認められる場合であっても、622 号通知問 1（1）から（5）までに掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、これらの設置を免除してもよいか。

また、前問 1（3）に該当する可動式ブース（喫煙その他の火気の使用を行うものを除く。）であって、622 号通知問 1（1）から（5）までに掲げる要件のほか、前問 2（1）から（3）までに掲げる要件を満たすものについても、同様の取扱いとしてよいか。

(答)

前段及び後段ともに差し支えない。

問 12 40 号省令に規定する必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等として共同住宅用自動火災報知設備が設置されている特定共同住宅等において、「共用室」の中に可動式ブース（カラオケボックスその他これに類する遊興の用に供することを目的とするものを除く。）を設け、当該ブース内に音声警報装置の増設が必要と認められる場合であっても、622 号通知問 2（1）から（3）までに掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、音声警報装置の増設を要しないこととしてよいか。

（答）

差し支えない。

問 13 連結散水設備の設置が義務付けられている特定共同住宅等において、「共用室」の中に可動式ブース（前問 1（1）から（3）までのいずれかに該当するものを除く。）を設け、当該ブース内に散水ヘッドの設置が必要と認められる場合であっても、622 号通知問 1（1）から（5）までに掲げる要件を満たすものについては、令第 32 条の規定を適用し、散水ヘッドの設置を免除してもよいか。

また、前問 1（3）の可動式ブース（喫煙その他の火気の使用を行うものを除く。）において、622 号通知問 1（1）から（5）までに掲げる要件のほか、前問 2（1）から（3）までに掲げる要件を満たすものについても、同様の取扱いとしてよいか。

（答）

前段及び後段ともに差し支えない。